

JICA 中国事務所ニュース

(2006年4月号)

1. JICA 及び JICA 事業に関する最近のトピック

(1) 緒方理事長、中国を訪問し、内陸部を中心に現場を視察！

緒方理事長は、3月12日から24日までJICA理事長として初めて訪中し、唐家璇國務委員、陳至立國務委員、李肇星外交部長、及び徐冠華科学技術部長ら政府要人との会見、内陸部を中心としたJICAの協力現場の視察、外交学院での講演、国際機関やJICA関係者との意見交換、さらに在中国の日本のマスコミを対象とする記者会見等を行いました。



四川省西昌市の少数民族の小学校にて

(森林造成プロジェクト専門家及び協力隊員とともに)

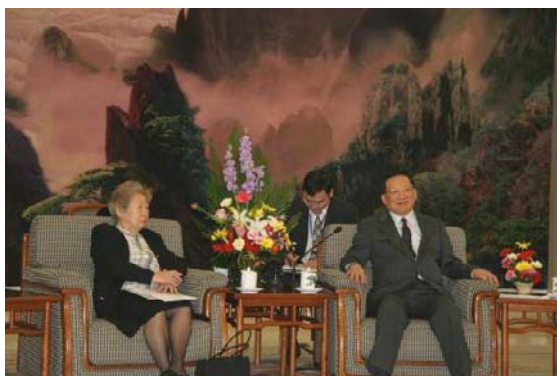


貴州省三都県を視察し、少数民族から直接交流

今回視察の対象となったのは、四川省森林造成モデル計画プロジェクト、同プロジェクトが実施されている四川省涼山イ族民族自治州西昌市に派遣されている青年海外協力隊員の活動現場、貴州省三都県住民参加型総合貧困対策モデルプロジェクト、陝西省西安市の大明宮含元殿遺跡保存環境整備計画、それに北京市のリハビリテーション専門職養成プロジェクトでした。これらに加えて四川省では、洪水で流された校舎の再建を行うことを目的とする草の根無償資金協力(四川省宣漢県黄金鎮中心小学新校舎建設計画)の署名式に立ち会いました。

地方視察は、1週間で四川、貴州、陝西の3省を回るという、時間的に非常にタイトなものでしたが、海拔3000メートル以上の植林地や、省都から車で4時間以上もかかる国家級貧困県の中の貧困村も含め、精力的に現場を視察し、プロジェクト関係者や地元の住民達とも直接意見交換を行ったり、交流を行ったりしました。協力現場では、地域の実情に根ざした協力が行われ効果が上がっている、日本人専門家やボランティアと中国側カウンターパートと一緒に協力活動を実施する中で、信頼関係が築かれ、相互理解につながっている、という印象が述べられました。また今後の課題として、モデルプロジェクトで得られた成果を他の地域に普及させる道筋をさらに明確にしていくこと等が挙げられました。

北京での要人会見では、各要人からこれまでのJICAの協力に対し高い評価と感謝の意が述べられるとともに、環境問題や農村問題等について今後とも協力を得たいとの発言がありました。緒方理事長は、



唐家璇國務委員との会談(人民大会堂にて)

隣国である中国が安定的に発展することは我が国にとっても重要であり、JICAは引き続き技術協力を着実に実施していきたいとの考えを述べました。また、特に唐家璇國務委員との会見においては、中国が他の発展途上国に対する協力を強化する中、この分野において日中双方が連携していくことは有意義との認識で一致しました。

今回の訪中は、地方の実情を自らの目で見て今後の中国に対する協力のあり方等について検討したい、との理事長の強い意向で実現したのですが、科学技術部

や地方の関係機関、日本大使館、国際機関や協力現場で活動する日中の専門家やボランティアの方々から協力いただいたおかげで、非常に有意義な訪中になりました。当事務所としては、今回の訪中の成果を踏まえ、今後とも日中の関係者のご理解とご協力を得つつ、日中関係の更なる発展に向けて着実に対中協力事業を実施していく所存です。

(2) ワクチン予防可能感染症のサーベイランス及びコントロール強化プロジェクトの大枠合意！



今年2月から3月にかけて、技術協力プロジェクト「ワクチン予防可能感染症のサーベイランス及びコントロール強化プロジェクト」の実施の妥当性の確認と協力内容の検討等を行うため事前評価調査を実施し、3月20日、衛生部国際合作司王立基副司長と当事務所藤谷浩至次長との間で、本件協力の概要等を定めた協議議事録の署名・交換を行いました。

中国は約20年に亘って予防接種事業を強力に展開してきました。JICAも1990年代初めにポリオ対策プロジェクトを開始して以来、世界保健機関(WHO)と連携し、ポリオをはじめとするワクチン予防可能感染症対策に協力してきました。その結果、児童の予防接種率が全般的に高い水準を達成するようになり、2000年10月にはWHO西太平洋事務局(WPRO)が中国を含む西太平洋地域のポリオ根絶を宣言するに至っています。

しかし、周辺諸国には未だポリオ野生株ウィルスが存在していたり、近年には麻疹(はしか)の大流行が発生したりウィルス性肝炎は高い発症率が続いているなど、課題も残されています。この背景には、サーベイランスや予防接種にかかる専門家の技術レベルの不足、コールドチェーンの未整備といった問題があり、特に県レベル以下に関しては、人材、体制、設備ともに未だ脆弱であることが指摘されています。このような状況下、中国政府より新たにポリオ、麻疹、B型肝炎、日本脳炎の4疾患に係る協力の要請がありました。

事前評価調査では、寧夏回族自治区、甘肅省、新疆ウイグル自治区、江西省、四川省の5省・自治区を訪問し、各省・自治区の衛生庁、疾病予防コントロールセンター(CDC)と協議、病院やCDCの実験室、近隣の県・郷鎮の病院・衛生院の視察などを行いました。また、新疆と四川では、衛生庁・CDCの関係者を集めて、課題を特定し協力内容を協議するためのワークショップを開催しました。各省・自治区の事前評価調査を通して、特に県以下のレベルにおいて、感染症発症動向の報告システムやネットワークの確立、予防接種従事者の能力向上、コールドチェーンの整備、住民への教育・啓発活動等の課題が多く残

っていることが明らかになりました。また、流動人口や僻地住民、計画外出生児、少数民族など予防接種サービスから漏れやすい児童グループを把握し、適切にサービスを提供するためにどうすれば良いか、各省・自治区とも重要な問題として認識しており、日本側と問題認識を共有できました。省レベルの衛生庁・CDC 関係者からは、母子保健や計画生育、教育、公安、居民(村民)委員会などの関係機関との連携が重要であるとの指摘がありました。

また、事前調査においては、WHO、UNICEF、GAVI(Global Alliance for vaccines and Immunization)、PATH(Program for Appropriate Technology Health)等、中国においてワクチン予防可能感染症に関する協力を行っている主要なドナーとの情報交換、意見交換を行いました。広大で人口の多い中国において効果的に感染症の予防・コントロールを進めるために、関係ドナーが協力・連携し、効率的な支援を行っていくことが確認されました。

本プロジェクトについては、今後引き続き協力内容の詳細を協議した上で、今秋プロジェクトを本格始動する予定です。

(3)「中国安全生産科学技術能力強化計画」の協力の大枠に合意！

今年 2 月から 3 月にかけて、技術協力プロジェクト「中国安全生産科学技術能力強化計画」実施の妥当性の確認と協力内容の検討等を行うため事前評価調査を実施し、3 月 3 日、中国安全生産監督管理総局国際合作司の林一勝副司長と当事務所木村信雄所長が、本件協力の概要等を定めた協議議事録の署名・交換を行いました。上記調査には厚生労働省より恒川謙司大臣官房総括審議官等 3 名の参団が得られ、日本大使館からも武隈書記官から様々な助言等をいただきました。

中国においては、改革開放以降長期に亘って高い成長率を維持していますが、労働安全衛生については経済開発に比べてはるかに遅れているのが現状です。中国政府は、2001 年の国家安全生产监督管理局設立に続いて、『安全生産法』、『職業病防止法』等一連の法律を制定するなど対策を講じており、労災事故件数は減少に転じつつありますが、3 人以上が死亡する重大事故、及び 10 人以上が死亡する特大事故は減少する傾向が見られないなど状況は依然として深刻な状況にあります。



こうした背景のもと、本プロジェクトは、国家安全生产监督管理局系列の機関である中国安全生产科学研究院の作業環境測定や研修等に関する機能を向上させるとともに、その成果を利用し、地方のモデルサイト(遼寧省本溪市、浙江省寧波市を想定)において実際に労働安全衛生の水準を向上させることを目的として中国側から要請されました。

今回の調査・協議の結果、本プロジェクトでは、(1)危険物及び機械的危険に関する安全生産基準、労働衛生管理基準等重点課題関連の法令研究、(2)モデル地区における企業レベルの安全生産管理の能力向上、(3)作業環境測定及び危険物の性状試験、並びに保護具の検定、(4)企業向け安全生産の研修などの活動を展開することに日中双方が合意しました。

科学的発展観、以人為本(人間中心)を掲げる現政権は、第 11 次五カ年計画において、安全生産の向上を重要政策課題の一つとして位置づけています。その計画の初年度に本プロジェクトを開始することは極めて時宜にかなっており、中国政府の取り組みの進展に即して協力を展開することで、非常に高いインパクトのある協力になることが期待されます。

今後は、10 月のプロジェクト開始を目指し、引き続き中国側と協力内容の詳細や実施体制等について協議を進めていく予定としています。

(4) 日中友好大連人材育成センターの竣工式・開所式が開催される！



4月15日、遼寧省大連市において、日中友好大連人材育成センターの竣工式と開所式を兼ねた式典が行われました。これに伴い、本年2月に開始された技術協力プロジェクト「大連ビジネス人材育成計画」がいよいよ本格化することになります。

●日中友好大連人材育成センターとは

日本政府の無償資金協力により、遼寧省大連市に建設されたセンターです。

大連市は、日本との経済・文化面での関係が深く、日本は大連市にとっての貿易・投資の最大のパートナーとなっています。大連市政府は、日本語能力とビジネス関連の専門能力を兼ね備えた人材の不足を解消することにより日本との経済関係をさらに強化し、大連市、ひいては、東北地域振興政策が進められている中国東北地域全体の経済発展に資することを狙いとして、同センターの建設を要請しました。その後、2004年の両国政府間の交換公文の署名を経て建設が開始され、この度竣工式・開所式を迎えるに至ったものです。

●竣工式・開所式について

今回の式典は、大連市・夏市長(写真は市長挨拶の様子)、商務部国際経貿関係司・朱洪副司長や在中国日本大使館・西宮公使等の出席の下に行われました。また、本件協力の立ち上げにおいて多大なご協力をいただいた大連市の日系企業の商工会の代表にも出席いただきました。日中双方の代表者の挨拶においては、日中間の経済関係をさらに強化するうえで本センターの果たすことのできる役割は大きいこと、また両国民間の相互理解の増進にもつながることが強調されました。

式典には日中双方の多くのマスコミが取材に訪れ、日本においてはNHK・BSのニュースで放送されるとともに、多くの新聞で取り上げられるなど、高い注目を集めました。

●技術協力の概要と期待される成果について

本ニュースの1月号でもご紹介したとおり、上記技術協力プロジェクトは、センターの柱となる4つの分野(経営管理、生産管理、IT(ソフトウェア開発・プロセス管理)、ビジネス日本語)において企業のニーズを踏まえた研修コースを計画、実施、モニタリング、評価できる体制を整備することを目的としています。JICAは、中国側を主体としつつ効果的に体制整備を進めるため、関連分野の専門家を派遣することにしてはいますが、ビジネス日本語分野の専門家については、国際交流基金の協力を得て派遣されます。

今後、この無償資金協力と技術協力の一体となった協力により、大連市を中心とする日系企業(あるいは日系企業と取引のある中国企業)に就業している中国人社員や日系企業に就職を希望する人々の人材育成が強化され、大連市及び周辺地域の経済発展に寄与することが期待されます。また、現地の日系企業の活動や日本向けビジネスを支援することにつながることで、日中両国の経済的結びつきが強化されるとともに、両国民間の相互理解が促進されることが期待されています。

(5) 中国人高校生がスピーチコンテストと JICA 事業視察に参加！



3月4日から6日にかけて、中国各地で協力隊員から日本語を学ぶ高校生12名と中国人日本語教師が北京に集まり、JICA事業の視察と日本語のスピーチコンテストを行ないました。日程の最初に行なわれたスピーチコンテストはJSA(日本語スピーチアワード北京事務局)の主催するもので、中国では今回で5回目となります。参加者は緊張しながらも日々の練習の成果をいかに発揮し、すばらしいスピーチを披露しました。見事に受賞された方々は以下のとおりです。最優秀賞

に輝いた唐沐くんは7月に日本で開催される世界大会に参加の予定です。

最優秀賞： 長春市第十一高校 唐沐くん (17年度2次隊・森明子隊員)

優秀賞： 吉林市朝鮮族中学 張美英さん (17年度1次隊・山本晋也隊員)

衡陽市第七中学 秦雪峰くん (15年度3次隊・角谷木綿隊員)

瀋陽市朝鮮族第一中学 鄭蘭さん (16年度2次隊・中村直子隊員)

審査員特別賞： 鎮賚県第一中学 王爽さん (17年度1次隊・近藤智行隊員)

コンテストの後には新潟県長岡市の国際交流センター「地球広場」とTV会議で結び、長岡市民の皆さんと交流しました。参加した中高生達は、特に日本の高校生と話をできたことが楽しかったそうです。またその後、JICA事業視察として、「リハビリテーション専門職養成プロジェクト」が実施されている中国リハビリテーション研究センターを見学しました。同センターでは、リハビリに関する基礎知識や、日中の専門家が協力してプロジェクトを進めていることについて説明を受けたうえで、実際のリハビリの現場を見学しました。

今回の行事を通じて、生徒や隊員のカウンターパートである教師の皆さんにより広くJICA事業を理解していただくことが出来たと同時に、今後一層日本語学習に励んでいただくことへの動機付けになったのではないかと、思われます。今回参加した生徒たちに日々指導してきた協力隊員やカウンターパートの先生方、お疲れ様でした！

(6) 中国リハビリテーションセンターでの学会に隊員・C/P も参加！（金澤隊員の寄稿）



右から2人目が金澤隊員

3月18日、中国リハビリテーション研究センターにて「第二回中日理学療法科学学会国際大会」が開催されました。この学会は、JICA 中国リハビリテーション専門職養成プロジェクトの専門家や同センターのスタッフを中心に準備が進められ、当日は日本からの専門家・発表者30名を含め日中のリハビリテーション専門職種(主にPT[理学療法士])が250名ほど集まりました。協力隊からも、理学療法士隊員である私(金澤隊員)と、配属先の広西チワン族自治区柳州市人民病院のカウンターパートが共に参加しま

した。特別講演、ポスター発表、日中双方の演題が続き、質疑応答も活発に行われるなど充実した内容の学会であり、中国のリハビリテーションの現状について理解が深まると同時に、今後の協力隊活動のあり方についても考えることが出来ました。

今回学会への参加が可能となったのは、私の配属先に1月11日～13日にリハビリセンターの秋山

専門家とそのカウンターパートが訪問指導して下さったことがきっかけでした。地方のリハビリ治療師が、海外の専門家や北京リハビリセンターの PT と交流する機会は非常に少ないので、この訪問指導は、配属先だけでなく柳州市全体のリハビリ職種に対してリハビリテーションについての見聞を広める良い機会になったと思います。

以上の訪問指導と学会参加を通じて、カウンターパートが数多くの治療師達と知り合い、配属先以外でどのようなリハビリが行われているか実際に目で見て、感じたということは大きな収穫であったと思います。訪問指導や学会参加に関する配属先との調整は容易ではありませんでしたが、諦めず可能な限りの協力を得ることで実現しました。この経験により、カウンターパートとのコミュニケーションが深まったように感じます。私自身にとっても、配属先での活動が広がっていききっかけとなり、実際に活動が動き始めています。専門家と協力隊員の連携から生まれた横のつながりを、今後も継続したものに出来るよう隊員活動を展開していきたいと思っています。

青年海外協力隊 平成 17 年度 1 次隊 金澤郁恵(理学療法士・柳州市人民病院)

(7) 経済法・企業法整備プロジェクト 独占禁止法有識者との意見交換会を開催！



3 月 1 日、北京発展大厦において、「独占禁止法有識者との意見交換会」と題するミニセミナーが、当事務所およびジェトロ北京センターの共催により開催されました。セミナーには、JICA 専門家として当地に派遣された一橋大学大学院国際企業戦略研究科 村上 政博 教授(経営法務専攻長)、首都大学東京 都市教養学部法学系・法科大学院 酒井 享平 教授、公正取引委員会経済取引局総務課企画室 岩成 博夫 室長の 3 名が講師として、その他に日系企業の関係者 17 名、

JICA 及びジェトロ関係者 8 名の計 28 名が参加しました。司会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所 森脇 章 パートナー、弁護士が担当しました。

本プロジェクトでは、3つの柱の1つとして独占禁止法(仮称)の立法支援の活動を行っていますが、本セミナーは、その活動を紹介するとともに、日系企業が当地で直面する法律上の課題等に関する情報を共有することをつうじて、本プロジェクトにおいて中国側の立法・審議関係者に対して、一層的確で有効な助言やアドバイスを行えるようにすることを目的として開催されました。セミナーでは、JICA 専門家が中国の独占禁止法法案の概要説明、法案の実体規定と手続きに関するコメントを行った後、参加者との意見交換・質疑応答を行いました。参加者の関心は高く、活発な議論が行われました。

中国の独占禁止法は 2006 年の全人代常務委員会の立法計画に組入れられており、法案は、今年上半期に、立法機関である全国人民代表大会常務委員会で審議される見込みである。今後は、法案の本格的な審議が行われるタイミングに合わせて、競争政策と産業振興政策の関係等をテーマとして中国側立法担当者を対象に立法研究会を開催する予定です。

今後も、日中経済交流の促進に関する試みとして、中国に進出する日系企業を支援するジェトロ北京センターの共催により同様のセミナーを開催する等、本プロジェクトの成果を広く共有できるような取組を行いたいと考えています。

(8) 貴州省道真県・雷山県貧困対策プロジェクトでワークショップを開催！

今年 1 月に開始された「貴州省道真県・雷山県住民参加型総合貧困対策モデルプロジェクト」において、



3年間のプロジェクトの計画を策定するためのワークショップが、2月28日から3月4日まで、プロジェクト対象県である黔东南苗族侗族自治州雷山県で開催されました。このワークショップは、上記プロジェクトの対象になっている道真・雷山両県の3郷鎮5カ村からそれぞれ県・郷鎮・村民委員会の関係機関の長レベルの参加を得て、本プロジェクトの中国側実施機関である国家及び省レベルの人口・家族計画生育委員会のファシリテーションによる参加型ワークショップの形で進められました。

それまで行政機構の中で“上”からの指示や与えられた予算に頼ってきた参加者にとって、“下”からのニーズを吸い上げて自分達の行動計画を自ら考えるというプロセスには違和感があったようですが、地域の行政官が問題解決のために知恵を絞り、自ら主体的に活動を行う必要があること、日本の協力はそのような中国側の主体的な取り組みに対して支援を行うものであることについて認識を高めるいい機会になったものと考えられます。

このワークショップの結果を踏まえ、3月18日には貴陽市で第1回合同調整委員会が開催され、日中の関係者間で両県での活動計画案が討議されました。今後、この活動計画案に従って協力活動が展開されますが、この中で、県や郷鎮レベルの政府からさらに進んで、村レベルの住民参加型による計画策定を行って、住民の主体性を高めていく必要があると考えています。

2. 主な調査団(派遣中・派遣予定) (4月)

- ア. 酸性雨及び黄砂モニタリングネットワーク整備計画 (無償資金協力・基本設計調査) (3/12-4/22)
- イ. 太湖水環境修復モデルプロジェクト(技術協力プロジェクト・巡回指導調査) (3/14-4/7)
- ウ. 日中友好環境保全センタープロジェクト(Ⅲ)(技術協力プロジェクト・運営指導調査) (4/4-11)
- エ. 日中協力林木育種科学技術センター計画(技術協力プロジェクト・終了時評価) (4/9-29)
- オ. 知的財産権保護プロジェクト(技術協力プロジェクト・運営指導調査) (4/25-29)

3. 今月の行事

- 1. 青年招聘公募面接 4/6-10
- 2. 持続的農業技術研究開発計画 合同調整委員会 4/7
- 3. 中国における参加型開発セミナー 4/13
- 4. 日中友好大連人材育成センター開所式 4/15
- 5. 水利人材養成プロジェクトの第7回合同委員会 4/20
- 6. 大型灌漑区節水かんがいプロジェクトの総括セミナー 4/25

4. 中国の動き

(1) 今月の数字

30万トン

新華社が、4月16日深夜から続いた今年最大規模の黄砂現象により降り注いだ黄砂の量として報じた数字です。今年は、激しい黄砂現象が生じていますが、その原因は昨冬以降、中国北部で降雨量が平年よりも大幅に下回っているため、地表面がからからに乾いていることが原因とされています。

黄砂現象とは、日本では気象庁により「大陸性の土壌粒子によって視程が10km以下になる現象」と定義されています。この黄砂現象は、日本では2002年に55日観測された(黄砂現象の観測日数は、日本全国にある103の観測地点で1地点でも黄砂現象が観測された場合に1日としてカウントしている)のが最高で、その後2003年には一転して近年の平均値である20日より少なくなりました。しかし2004年、2005年とまた増加してきています。

この黄砂現象、日本でも洗濯物が汚れた、ビニールハウスや農作物の表面につもった、との被害が報告されることがありますが、一方で、黄砂により酸性雨が中和される、とか土壌や海洋にミネラルを供給している等、マイナスの影響ばかりとはいえない側面もあると指摘されています。しかし、北京で朝出勤しようと扉を開けると空が黄色で、前日の晩遅く家の前に止めた車一面に砂が積もっているのを見ると、やはり自然の脅威を感じずにはられません。

(2) トピックス

取水許可および水資源費徴収管理条例が公布・施行される

中国ではさまざまな環境問題が生じていますが、中でも水資源不足は中国の経済・社会の安定的な発展を脅かしかねない問題として非常に深刻に受け止められています。現在 JICA では水資源の持続可能な利用を目指して、技術協力プロジェクト「水利人材養成プロジェクト」、「大型灌漑区節水かんがいモデル計画プロジェクト」、及び開発調査「水利権制度整備調査」を実施し、水資源管理分野の人材育成、技術開発や制度整備等に協力しています。これに関連して、最近水資源管理分野で、「取水許可および水資源費徴収管理条例」という条例が国務院より今年2月に公布され、4月から施行されましたので、その概要を紹介します。

中国では水法が水利用の根拠となっています。1988年に制定された水法は、2002年に改正されました。水法では、直接河川や湖沼、地下から取水をする場合は、取水許可証を取得するとともに、水資源費を納めなければならないと規定しています。今回の条例施行は、水法改正に伴う関連規定の改定の一環として行われたもので、これにより1993年に公布された「取水許可制度実施弁法」は廃止されました。

条例についての細かい内容の紹介は省略しますが、条例においては、一定の条件と手続きの下、節水による剰余分の有償譲渡(水資源使用权の取引)を可能としていて、市場原理に基づいた水の効率利用を目指すものとなっています。

水利権との関連を整理しますと、2005年1月に水利部が公布した「水利権制度整備の枠組み」に関する通知において、水利権制度体系を(1)水資源所有権、(2)水資源使用权、(3)水利権轉換に分類していますが、取水許可制度は(2)水資源使用权の中の取水管理を行うための手段と位置付けられます。

また、「弁法」と「条例」とを比較すると、取水許可の手続きがより簡素化・規範化されています。水法改正に伴う改定だけでなく、2004年7月施行の行政許可法に基づく行政の規範化の動きが見られます。

なお条例は、国務院の定める行政法規になります。国務院の定める行政法規は一般的に「条例」と呼

ばれますが、「規定」、「弁法」とも名付けることができます(以前は、ある行政の分野を全面的・系統的に定める規定を「条例」、ある行政の分野の一部分について定める規定を「規定」、ある一定の事項に関する行政の業務についてある程度具体的に定める規定を「弁法」と定義していましたが、現在の行政法規制定程序条例では定義がありません)。行政法規は、全人代が制定する法律より下位、国务院各部・委員会等により定められる「部門規章」より上位に位置付けられます。

(中国事務所 中村所員)

以 上